

「性感染症に関する特定感染症予防指針」の主な改正概要（案）

現 行	改 正 案
<p>前文</p> <p>第一 原因の究明</p> <p>一 基本的考え方</p> <p>二 発生動向の調査の活用</p> <p>三 発生動向の調査以外の調査等</p> <p>四 発生動向の調査等の結果の公開及び提供の強化</p> <p>第二 発生の予防及びまん延の防止</p> <p>一 基本的考え方</p>	<p>前文</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 性感染症の予防においては、個人の意思のみならず、パートナーのとの合意なくして実行できないことを考慮。 ・ 感染の可能性がある者への性の健康行動を支援する環境づくりが重要。 ・ 本指針については、性感染症の発生動向、性感染症の検査、治療等に関する科学的知見、本指針の進捗状況の評価等を勘案し、少なくとも五年ごとに再検討。 <p>第一 原因の究明</p> <p>一 基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 性感染症の経時的な流行状況を監視し、疫学的に性感染症に罹患している者の数を推計すること等を目的として、その発生動向を、引き続き、慎重に把握。 <p>二 発生動向の調査の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国は、定点把握の性感染症の発生動向が的確に反映できるよう、発生動向調査の結果に基づいて、指定届出機関の適正な基準づくりに努める。 ・ 都道府県は、性感染症定点の指定に当たっては、保健所の区域ごとに男性及び女性の性感染症の発生動向が把握できるよう指定。 ・ 都道府県は、関係機関、関係団体等と連携し、地域における均質性及び代表性が確保されるよう指定。 <p>(第四に移動)</p> <p>四 発生動向の調査等の結果の公開及び提供の強化</p> <p>第二 発生の予防及びまん延の防止</p> <p>一 基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 性感染症の罹患率を減少傾向へ導くた

進

三 発生動向等に関する疫学研究の推進

四 社会面と医学面における性の行動様式等に関する研究

五 研究評価等の充実

第五 国際的な連携

- 一 基本的考え方
- 二 諸外国との情報交換の推進
- 三 国際な感染拡大抑制への貢献

第六 関係機関等との連携の強化等

- 一 関係機関等との連携の強化
- 二 本指針の進捗状況の評価及び展開

進

- ・ 迅速かつ的確に検査結果が判明する検査等の開発 等

三 発生動向等に関する疫学研究の推進

- ・ 性感染症の無症状病原体保有者の推移に関する研究
- ・ 地域を限定した性感染症の全数調査
- ・ エイズの発生動向との比較研究
- ・ 発生動向の分析を行うための追加調査
- ・ 指定届出機関の選定の在り方に関する研究 等

四 社会面と医学面における性の行動様式等に関する研究

- ・ 若年者の性感染症の早期発見・早期治療に結び付けるためのモデル的研究
- ・ 性感染症予防策のまん延防止効果に関する研究 等

五 研究評価等の充実

第五 国際的な連携

- 一 基本的考え方
- 二 諸外国との情報交換の推進
- 三 国際な感染拡大抑制への貢献

第六 関係機関等との連携の強化等

- 一 関係機関等との連携の強化
- 二 本指針の進捗状況の評価及び展開
- ・ 本指針を有効に機能させるためには、本指針に掲げた取組の進捗状況について、国及び都道府県等の取組状況を定期的に調査し、専門家等の意見を聴きながら評価を実施。

